明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○登録証明機関の業務を廃止した件（総務二七三）　一
○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件（総務・法務・経済産業八）　一
○コンポンチャム及びバッタンバン上水道拡張計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二一四）　二
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同二一五）　二
○アムハラ州南部地方小都市給水計画のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二一六）　二
○第四次幹線道路改修計画のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二一七）　二
○保安林の指定をする件（農林水産二〇三〇～二〇五〇）　二
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（同二〇五一）　五
○航空機工業振興法第三条第一項に規定する開発事業者に対する国際共同開発に関する基本的な指針を改正した件（経済産業一五三）　五
○漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件（防衛一一七）　七
○道路に関する件（東北地方整備局一五〇～一五二）　七
○道路に関する件（関東地方整備局三〇三）　七
○都市計画に関する件（同三〇四～三〇六）　七
○道路に関する件（中国地方整備局一〇七）　七
○道路に関する件（九州地方整備局一二〇）　七
○道路に関する件（北海道開発局七五）　八
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（福岡県公安委一六二）　八
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（沖縄県公安委七三）　八

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣府　法務省　九

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

法　務

刑事補償法による補償決定の公示（東京高等裁判所）　一〇

産　業

日本工業規格（経済産業省）　一〇

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一〇

〔資　料〕

閣議決定等事項　一〇

機械受注統計調査報告（平成二十五年四月）（実績）（内閣府）　一〇

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

財団、司法書士懲戒処分、登録個別信用購入あつせん業者の登録失効、登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止関係　一〇

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

会社その他

会社決算公告　一〇

告　示

○総務省告示第二百七十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の十六第一項及び同法第三十八条の二十四第三項において準用する同法第三十八条の十六第一項の規定に基づき、次の登録証明機関から業務の廃止の届出があったので、同法第三十八条の十六第三項及び同法第三十八条の二十四第三項において準用する同法第三十八条の十六第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年六月二十日

総務大臣　新藤　義孝

一　登録証明機関の名称及び住所

栗林　暢彦

東京都稲城市長峰二丁目二四番地の一六

二　廃止する事業の区分

電波法第三十八条の二の二第一項第一号に掲げる事業

三　技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を廃止する事務所の名称及び所在地

日本電波法認証ラボラトリー

東京都稲城市長峰二丁目二四番地の一六

四　技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を廃止した日

平成二十五年四月十九日

○総務省・法務省・経済産業省告示第八号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、平成二十五年五月二十八日付けで業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十五年六月二十日

総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
経済産業大臣　茂木　敏充

1　特定認証業務の名称　ＮＴＴドコモ電子証明書サービス

2　特定認証業務を行う者の名称　株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

3　特定認証業務を行う者の住所　東京都千代田区永田町二丁目11番1号